



各委員会では、本会議において付託された議案の審査を行いました。

予算 常任委員会

委員長 高木 広和

開催日 12月19日(月)

■補正予算の主な歳出

原油価格・物価高騰に直面する福祉サービス事業所等の光熱水費・燃料費、農業経営者の肥料購入費の支援に係る経費や、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、市内の検査体制を強化するための検査キット購入費などを計上。

採決の結果

予算常任委員会が付託を受けた9議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

■附帯決議

議第124号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第9号)について、新ごみ処理施設建設用地不動産鑑定評価書作成業務が計上されていることにより、議員(2名)より左記の附帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。

議第124号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第9号)に対する附帯決議

新ごみ処理施設の建設について、建設候補地および周辺地域の住民や関係者の方々からの理解が得られるよう、十分に合意形成を図ること。

※附帯決議とは・・・議会の議決に当たって付け加えられる議会としての意見または要望など、議会の意思を表すもの。



総務 常任委員会

委員長 澤本 長俊

開催日 12月13日(火)

議第117号 高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

市の機関にかかる申請、届出、その他の手続きについて、情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、条例を制定するもの。

問

デジタル化が優先され窓口業務が縮小されていく懸念はないか。

答

デジタルによる手続きを選択肢の1つとして設けることで、市民の皆様の利便性の向上が図れると考えています。

採決の結果

「賛成多数」で可決すべきものと決定しました。

このほか、議第112号から議第116

本会議での討論

号までの5議案についても「可決すべきもの」と決定しました。

議第116号 高島市個人情報の保護に関する法律施行条例案
令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に統合されることから「高島市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「高島市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するもの。

反対

福井 節子 議員

改正法の個人情報保護の規定が不十分。本人の同意を得ず、データを外部提供できるオープンデータ化(匿名加工制度)を地方自治体に義務化し、オンライン結合(情報連携)の禁止は認めない法であり、人権を守る規制条例が必要だ。

賛成

山下 巧 議員

国の施策を実施するため、各自自治体で条例を制定することとは必要不可欠であり、現行条例の規定が変わるものではなく、これまで同様、個人情報保護は適切に取扱われる。